

令和 6 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 3 月 2 8 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 3〕

① 件 名
建築確認申請等手数料の減免期間の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的
【背景】 東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合の建築確認申請手数料について、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づく全額減免の期間が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了となるが、宮城県は「減免措置の終了時期は県内の各特定行政庁で足並みをそろえるべき」とした上で、令和 7 年度も減免措置を継続する方針としている。 【目的】 被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 6 9 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 3 年 3 月 石巻市建築基準等に関する条例（災害救助法）の規定により全額減免 ～平成 2 5 年 3 月 平成 2 5 年 3 月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」 決裁 平成 2 5 年 3 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により全額減免 ～平成 2 8 年 3 月 平成 2 8 年 3 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～平成 2 9 年 3 月 平成 2 9 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～平成 3 0 年 3 月 平成 3 0 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～平成 3 1 年 3 月 平成 3 1 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 2 年 3 月 令和 2 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 3 年 3 月 令和 3 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 4 年 3 月 令和 4 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 5 年 3 月 令和 5 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 6 年 3 月 令和 6 年 4 月 石巻市建築基準等に関する条例の規定により減免期間延長 ～令和 7 年 3 月

⑤ 主な内容			
宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和8年3月31日まで延長する。			
【減免する建築確認申請等手数料】			
(1) 建築確認申請手数料			
(2) 中間検査申請手数料			
(3) 計画変更申請手数料			
(4) 完了検査申請手数料			
(5) 建築許可・認定申請手数料			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】			
被災者の負担軽減を図ることにより、自立再建を促進することができる。			
【財源措置】			
減免に伴う手数料の減収分については、引き続き震災復興特別交付税で全額措置される見込み。			
（参考）建築確認申請等の減免実績 ※火災による減免は除く。			
年度	確認申請等件数	うち減免件数	減免額
H23	1,157 件	748 件	14,728,000 円
H24	2,437 件	1,588 件	35,092,000 円
H25	2,261 件	1,273 件	26,733,000 円
H26	1,565 件	627 件	12,530,500 円
H27	1,146 件	522 件	10,121,750 円
H28	1,050 件	544 件	11,013,000 円
H29	712 件	298 件	5,924,000 円
H30	415 件	140 件	2,914,000 円
R1	247 件	53 件	1,236,000 円
R2	213 件	38 件	701,000 円
R3	204 件	26 件	476,000 円
R4	154 件	9 件	191,000 円
R5	97 件	1 件	16,000 円
R6 (1 月末現在)	43 件	0 件	0 円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
県内の特定行政庁は全て減免期間を1年間延長する予定である。			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和7年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」の一部改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）			
⑨ その他			